独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について(平成27年特定個人情報保護委員会告示第 1号)の一部改正の新旧対照表

○ 独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について(平成 27 年特定個人情報保護委員会告示第1号)

(下線部は改正部分)

改正

7 個人情報保護委員会への報告

独立行政法人等及び地方公共団体等は、番号法違反の事案又は番号 法違反のおそれのある事案を把握した場合には、事実関係及び再発防 止策等について、速やかに個人情報保護委員会に報告する。ただし、 番号法<u>第29条の4</u>の規定に基づき、「特定個人情報の漏えいその他の 特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」(平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号。以下「規則」という。) 第2条に規定する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の 漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態(以下「重 大事態」という。) に該当する事案については、規則を根拠として個 人情報保護委員会に報告することとなる。

後

また、独立行政法人等及び地方公共団体等は、重大事態に該当する 事案又はそのおそれのある事案が発覚した時点で、直ちにその旨を個 人情報保護委員会に報告する。

7 個人情報保護委員会への報告

改

独立行政法人等及び地方公共団体等は、番号法違反の事案又は番号 法違反のおそれのある事案を把握した場合には、事実関係及び再発防 止策等について、速やかに個人情報保護委員会に報告する。ただし、 番号法<u>第28条の4</u>の規定に基づき、「特定個人情報の漏えいその他の 特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」(平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号。以下「規則」という。) 第2条に規定する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の 漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態(以下「重 大事態」という。) に該当する事案については、規則を根拠として個 人情報保護委員会に報告することとなる。

īF

前

また、独立行政法人等及び地方公共団体等は、重大事態に該当する 事案又はそのおそれのある事案が発覚した時点で、直ちにその旨を個 人情報保護委員会に報告する。